

広島県告示第五百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
向洋中町一四地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
広島市南区	向洋中町	二七二番	標柱一号
		二二二番一	標柱二号
		二六四九番一	標柱三号
		二六四九番二	標柱四号
		二二二番三	標柱五号